第9号様式(財産引渡命令書)

|  |
| --- |
| 財産引渡命令書 |
| 占有者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日住(居)所氏名　　殿小野町長　氏名㊞下記の滞納に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第58条第2項の規定によりあなたが占有している滞納者所有の下記財産を徴税吏員に引渡して下さい。この引渡し命令について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期別 | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 滞納処分費 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 性質及び所在)(名称、数量、引渡命令財産 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 占有者 | 住(居)所 | 　 | 氏名 | 　 |
| 引渡期限 | 　　　　年　　月　　日 | 引渡場所 | 　 |
| 引渡命令書を発する根拠規定 | 　 |

備考　「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知の作成の日までのものです。

記載要領

一　この命令書は、国税徴収法第58条第2項の規定に基づき、滞納者の有する動産又は有価証券を占有する第三者に対して、当該財産を徴税吏員に引き渡すべきことを命ずる場合に使用する。

二　この命令書は、「財産の引渡命令をした旨の通知書」とあわせて複写により作成する。

三　「引渡命令財産」欄には、引渡を命ずる動産又は有価証券の名称、数量、性質、所在,その他を記載する。